

忘れずに受けましょう 狂犬病予防注射

◆料金

①すでに登録している場合

3,100円（注射料金）

②新規に登録する場合

6,100円（注射料金+登録料3,000円）



◆注意事項

- 登録済みの人は、3月中旬に送る案内はがきを持参してください。
- 首輪とリードをして、ふん便の始末袋を用意してください。
- 持病のある犬や体調の悪い犬は、動物病院でも受けることができます。
- 犬が暴れないように抑えるなど、スムーズな注射にご協力ください。
- 登録内容に変更（犬の死亡・飼い主の変更・住所変更など）がある場合は、必ず事前に町民課に連絡してください。

犬の飼い主には、毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。日程内ならどこでも受けられますので、都合のよい場所で受けましょう。

問 町民課生活環境係 ☎ 985-4117



動物と楽しく暮らすために ルールを守って飼いましょう



① 動物の習性を理解し、愛情を持って飼いましょう

家族の一員として愛情を持って飼育することはもちろんのこと、地域社会の一員として「しつけ」をして正しく飼いましょう。

② 犬や猫の感染症などの知識を身に付けましょう

動物から人へうつる病気（動物由来感染症）もあります。病気にかかる前に適切な「予防」をして、かかってしまったら「治療」を受けましょう。

③ 犬や猫の繁殖制限に努めましょう

犬や猫にも家族計画を。不幸な犬や猫をつくらないためにも、不妊去勢手術をしましょう。

④ 猫は室内で飼いましょう

猫は環境を整えれば室内でストレスなく安心して過ごせます。交通事故、他の猫との争いによるけが、感染症などの危険から守るために、室内で飼いましょう。

4/3 (木) 松前・岡田校区

9:00～9:10	南黒田公民館前
9:20～9:45	北黒田公民館前
9:55～10:05	西公民館前
10:15～10:25	旧古城幼稚園前
10:35～10:50	松前駅前
11:00～11:20	松前公園老人広場
13:20～13:30	大間教深寺前
13:35～13:50	第7分団消防詰所 (上高柳) 前
14:00～14:15	恵久美集会所前
14:25～14:35	北公民館前
14:45～15:00	西高柳集会所前

4/4 (金) 北伊予・岡田校区

9:00～9:20	中川原公民館前
9:30～9:45	徳丸集会所前
9:55～10:05	出作集会所前
10:15～10:30	神崎集会所前
10:40～10:50	鶴吉公民館前
11:00～11:10	永田公民館前
11:15～11:25	横田公民館前
13:20～13:30	大溝公民館前
13:35～13:45	東古泉公民館前
14:00～14:10	西古泉公民館前
14:20～14:30	北川原集会所前
14:40～14:50	塩屋集会所前

⑤ 犬は逃走しないよう気を付けましょう

犬は綱や鎖でつなぐか、囲いやケージで逃走しないように飼いましょう。散歩の時もリードを付けましょう。

⑥ 排せつ物の処理は適切に行いましょう

散歩中の犬の「ふん」は、飼い主の責任で必ず持ち帰り、適切な方法で処理しましょう。猫は、決まった場所で排せつできるよう専用のトイレを用意しましょう。

◆ 地域猫活動にご理解を

個人や動物愛護団体などが、地域の野良猫を管理し、不妊去勢手術などを行って、数を減らす地域猫活動を行っています。問題解決に向け、ご理解とご協力をお願いします。

◆ 地域猫活動の主な内容

- 餌場の設置、餌やり
- トイレの設置、ふんや尿の処理
- 猫の繁殖を防ぐための不妊去勢手術の実施
- 地域猫の個体の把握
- 猫の譲渡会

令和6年12月支給分から制度改正 児童手当の申請はお済みですか

改正前(令和6年10月支給分まで)		改正後(令和6年12月支給分から)	
支給対象児童	所得制限	15歳到達後の最初の年度末まで	18歳到達後の最初の年度末まで
※【】の額は第3子以降	あり	0～2歳 15,000円 [15,000円]	15,000円
手当月額	3歳～小学生 10,000円 [15,000円]	10,000円	[30,000円]
支払い期月	中学生 10,000円 [10,000円]	10,000円	
支払い期月	高校生年生代 0円 [0円]	10,000円	
支払い期月	年3回(2・6・10月)	年6回(2・4・6・8・10・12月)	
支払い期月	18歳到達後の最初の年度末まで	22歳到達後の最初の年度末まで	
支払い期月	中1(13歳) 第2子 10,000円	中1(13歳) 第3子 30,000円	
支払い期月	高2(17歳) 第1子 0円	高2(17歳) 第2子 10,000円	
支払い期月	大2(20歳) 対象外	大2(20歳) 第1子 0円	
支払い期月	第3子の算定範囲		

制度改正により、新たに児童手当の支給対象となる人や手当月額が増額になる人は、申請が必要です。まだ申請が済んでいない人は、令和7年3月31日(必着)までに必ず申請をしてください。

▼申請が必要な人

・子ども全員が高校生年代以上の人

・現在、所得制限で対象外となっている人

【増額申請】

・高校生年代の子どもがいる人
・子どもが3人以上いて、大学生年代の子どもを見童手当の加算人数とすると第3子以降が増額になる人

・子ども全員が高校生年代以上の人

【新規申請】

全国では、毎年2万人以上が自殺で亡くなっています。健康・介護・ひきこもり、成年後見制度などについて、1人で悩んでいませんか。誰かに相談することで解決の糸口が見えてくることがあります。「よろず相談」では、保健師、ケアマネジャー、司法書士など、さまざまな職種の相談員に何でも相談できます。気軽にお越しください。

「命の門番『ゲートキーパー』」では、保健師、ケアマネジャー、司法書士など、さまざまな職種の相談員に何でも相談できます。気軽にお越しください。

【命の門番『ゲートキーパー』】

①**気付き** 身近な人の変化に気付く。
②**声掛け** 「眠っている?」「よく頑張っているね」など、声を掛ける。
③**傾聴** 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける。
④**見守り** 寄り添いながら、温かく見守る。
⑤**つなぎ** 早めに専門職などに相談するように促す。

【健康課 健康増進係】

☎ 985-4118

定期的に健康診断や婦人科を受診しましょう

3月1日～8日は「女性の健康週間」

女性の心身の状態は、ホルモンの影響を大きく受けるため、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった、ライフステージごとに大きく変化します。また、子宮頸がんや乳がんなど女性特有の健康問題も。病気の早期発見・治療のため、定期的に健康診断や婦人科を受診しましょう。

【女性の健康週間】

「女性の健康推進室ヘルスケラボ」(次のQRコード)では、気気になる女性の病気のセルフチェックなどができます。ぜひ活用してください。

【健康課 健康増進係】

☎ 985-4118

3月は白殺対策強化月間です

1人で悩まず相談を

命を守るために、一人一人が周囲に気掛け、心のサインに気付くことが大切です。

【命の門番『ゲートキーパー』】

【HPVワクチン】

HPVワクチンの積極的勧奨差し控えをしている間に定期接種の対象であった人が、従来の定期接種の対象年齢を超えて公費(無料)で接種できる「キャッチアップ接種」を行っています。この接種の期限は、令和7年3月31日まででした。

が、接種期限を1年間延長します。

【対象者】

①②を満たす人

①平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性

②令和4年4月1日～令和7年3月31日の間に、1回以上接種をしていて、3回の接種が完了していない人

【対象者】

①②を満たす人

